

1 保育所・認定こども園・地域型保育事業について

三原市にはつきの種類の保育施設があります。

施設の種類	対象	概要
保育所	0歳～就学前	保護者の就業などのために、家庭で保育ができない場合、保護者に代わって保育します。
認定こども園	保育部分：0歳～就学前 教育部分：3歳～就学前	幼稚園と保育所の両機能を併せもち、どちらの基準も備えた施設です。
地域型保育事業	小規模保育 0～2歳 ※3歳に達する年度末まで利用できます。翌年度からは、連携している施設等へ通うこともできます。	保育所と比べて小規模な保育施設です。
	事業所内保育	事業所の中に設置された、保育施設です。 事業所の従業員枠と地域の方向けの地域枠があります。

2 保育所等の制度

1. 保育の必要性の認定について



保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用するためには、保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

保護者の申請に基づいて、市が「支給認定証」を交付します。

認定区分	年齢と保育の必要性	主な利用先
教育認定 (1号認定)	満3歳以上で、教育を希望される場合 ※市立幼稚園を希望する場合の認定は教育振興課です。	認定こども園
保育認定 (2号認定)	満3歳以上で、保育を希望される場合 「保育を必要とする理由」に該当	保育所・認定こども園・ 地域型保育事業（3歳に達する年度末まで）
保育認定 (3号認定)	満3歳未満で、保育を希望される場合 「保育を必要とする理由」に該当	保育所・認定こども園・ 地域型保育事業

2. 保育必要量について

【2・3号認定】

保育を必要とする理由		保育必要量（利用可能時間）
「就労」	1か月あたり120時間以上	保育標準時間（最大11時間/日）
	1か月あたり48時間以上120時間未満	保育短時間（最大8時間/日）
「妊娠・出産」「介護・看護」「災害復旧」「就学」		保育標準時間（最大11時間/日）
「疾病・障害」「求職活動」「育児休業」		保育短時間（最大8時間/日）

※各施設の設定する利用可能時間外の延長保育は、有料です。

※仕事が決まった等、入所後に認定要件が変更になった場合、「保育必要量変更届出書」と必要書類の提出があれば、申請月の翌月1日から保育必要量を変更できる場合があります。

【1号認定】

教育認定の利用可能時間はP21の施設一覧でご確認ください。

3. 保育を必要とする理由と入所できる期間

(1) 保育利用 (2・3号認定)

児童と保護者が市内に住んでおり、児童の保護者が次の「保育利用基準」のいずれかに該当し、児童を保育することができないと認められる場合です。「集団生活を経験させたい」などの理由では入所できません。

また、同居の祖父母（65歳未満）が児童を保育することができる場合は、優先順位が低くなります。

※保育利用基準により入所できる期間と保育時間が異なります。

保育利用基準と期間

保育を必要とする理由		入所できる期間
①就労	1か月において48時間以上労働することを常態としていること。	就労を確認できる期間
②妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間がないこと。	出産予定日の月及び前後1か月 ※終了後他の要件への変更する場合は、新規の申し込みが必要です。
③疾病・障害	保護者が疾病もしくは負傷していること。または精神・知的・身体のいずれかの障害を有していること。	理由がなくなるまで
④介護・看護	同居の親族を常時介護または看護していること。	介護・看護の必要がなくなるまで
⑤災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に保護者があたっていること。	災害復旧が終了するまで
⑥求職活動	保護者が求職活動中であること。	3か月以内
⑦就学	保護者が就学（学校教育法・職業能力開発促進法に該当する学校）することを常態としていること。社会通信教育不可。	保護者が卒業する月末まで
⑧虐待・DV	虐待やDVの可能性があること。	
⑨育児休業	育児休業取得前から、保育所等を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。	育児休業終了まで
⑩その他	市長が認める各①～⑨に類する状態にあること。	

(2) 教育利用 (1号認定)

三原市内に住所があり、次の期間に生まれた児童

学年	対象児童の生年月日
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日

※募集定員を超えたときは、抽選を行う場合があります。

